

福島県環境審議会第1部会議事録

(平成17年9月20日)

司会（渡辺総務企画グループ主任主査）

ただ今から、福島県環境審議会第1部会を開会いたします。

議事に先立ちまして、県の軽装の取組みについてお知らせします。

御出席の委員の皆様には、事前に連絡しておりますが、県では、6月から9月の4か月間、省エネルギーによる地球温暖化防止に寄与することを目的として、原則軽装に取り組んでおります。前回に引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第8条第7項に基づく定足数に達しておりますので、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、同条例第8条第4項に基づき、中井部会長に議長をお願いすることにいたします。

中井部会長

委員の皆様には、御多忙のところ、御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本日は、これまで当部会で審議してきました「福島県循環型社会形成推進計画（仮称）の策定について」、事務局で作成した中間とりまとめ（案）について御審議いただきたいと思っております。

第1部会の委員の皆様には活発な御議論をいただければと思っております。

それでは、議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選出いたします。

私から指名することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議がないようですので、議事録署名人として、後藤忍（ごとう のぶ）委員と瀧本チイ（たきもと ちい）委員を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。本日の議題ですが、「福島県循環型社会形成推進計画（仮称）中間とりまとめ（案）について」でございますが、まず事務局から説明願います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

循環型社会推進グループ参事の荒川です。お手元に、資料1、資料2、資料3、資料4があるかと思いますが、これらの資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、資料1でございますが、これは今まで御審議いただきました推進計画の中間とりまとめでございます。この中に下線を引いてある部分がございますが、これは前回の部会以降に修正等いたしました点が3点ございまして、その修正等した部分でございます。

この資料1と資料2を見比べながら説明させていただきたいと思っておりますが、先ほど3点と申しましたのは、1点目は、資料2の1ページでございます前々回の6月16日の審議会当日にいただいたご意見と後日に文書でいただいたご意見について、前回の審議会に対応できていなかった部分でございます。2点目は、前回7月29日の審議会でご意見があ

った部分でございます。3点目は、事務局におきましてこれまで関係部局と調整した結果として加除・修正した部分及び推敲により修正した部分でございます。この3点が資料1で下線が引いてある部分でございます。

それでは、資料2のご意見があった部分について資料1に沿いながら説明する形で進めていきたいと思っております。

まず、資料2の1ページの意見箇所「4 現状と課題(2)資源循環について」でございますが、これは資料1の2ページの(2)の中ほどのところの下線部に当たります。ここは保留になっていたところですが、その後廃棄物処理計画の見直し作業が進みまして、産業廃棄物についての現状と課題が明らかになってまいりましたので、このように表現することにしております。

次に、引地委員からありました森林の保全・整備等の部分でございますが、これは資料1の5ページの にございまして、ここは担当部局と調整してきた結果、原生林という言葉はまだ定義が確立していないということや、遺伝子保存林というのは特殊なものであるということがございまして、これらを並列して書くのは分類上も同列として扱えないということもありますので、細かい部分は農林水産部の個別計画に委ねることといたしまして、ここでは「森林を適正に保全し、」という表現と具体的な施策の中で「人工林」について記載をしていくということでどうか、という担当部の意見に沿いまして記述させていただいております。

それから、3つめの須藤委員の意見でございますが、「持続性の高い農業生産方式」の部分をもう少しわかりやすく具体的に書いてほしいという意見については、6ページにございましてようにコラムを設けて解説することにしたいと思っております。また、「必要な措置」についても具体的な施策のところを訂正等して入れ込んでおりますので、それでご了解いただきたいと思います。後段の農業と自然と観光の結びつきというようなことをとのご意見でございますが、これは大きく捉えますとエコツーリズムとか、アグリビジネスの中にもグリーンツーリズムというものがございましてけれども、エコツーリズムにつきましては後ろの(3)に記述しておりますので、グリーンツーリズムにつきましては、基本的には都市と農村の交流・協働というものが主な目的であり、農林水産部にも「ふくしま農業・農村振興プラン」がございまして、そちらの方で記載してあり、循環型社会形成推進計画ではそこまで記述する必要はないのではないかという意見もあったところで、このことについては「ふくしま農業・農村振興プラン」に委ねるということでご了解願います。

その次の引地委員からの意見でございますが、ここは6～7ページの「健全な水の循環」のところでございますが、7ページ下線部の農業集落排水施設等についての記述の修正でご了解いただきたいと思います。

続きまして、同じく引地委員からの「猪苗代湖～水の循環の保全」関係の意見でございますが、環境にやさしい循環型農業の促進等につきましては、まず1つは本文後段に「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を記載しましたこと、また具体的な施策の中で「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」等に係る下線部の修正を加えておりますことから、これでご了承いただきたいと思います。

次に、長澤委員からの意見でございますが、8ページ「緑化の推進及び緑地の保全」のところでございますが、ここは前に表現した範囲が少し狭かったものですから、緑地の

多様な機能に着目しまして表現を全面的に見直しているところでございます。

その次に、バイオマスに関する引地委員からの意見でございます。まず、「バイオマスのリサイクル」について、資料は12ページ「バイオマス製品の利用促進」のところでございますが、バイオマスそのものが循環資源のことであり、あらためて「バイオマスのリサイクル」という表現が必要なのかという意見が担当部局からございました。また、県では既に「うつくしまバイオマス21」という指針がございまして、循環型社会形成推進計画ではこの程度の表現までに止め、そちらの指針に委ねてはどうかということでございます。さらに、木質バイオマスについては、本県が森林を多く有する自然環境を持っていることから、13ページの下線部を追加しております。

資料2の2ページの方に移りまして、前回7月29日の審議会でもいただいた意見についてでございます。

まず、「1 計画策定の背景と目的」のところ、後藤委員からの意見、中村委員の意見につきましては、資料1の1ページの「できる限り」、「持続可能な」という表現をそのまま入れ込んでおります。

次に、「4 現状と課題」について後藤委員から意見がございまして、これについては委員から案文の例示がございましたが、その趣旨を生かしまして、2ページの(1)の下線部のような表現に修正しております。

同じところでは、福島委員からも「ライフスタイル」と「生活様式」という言葉の使い分けの件で意見がございましたけれども、資料では3ページの(3)に2箇所ほどライフスタイルという言葉に下線を引いておりますが、次のような考え方で対応させていただきたいと考えております。タイトルは、他のところでも条例からの言葉を持ってきておりますので「生活様式」、本文で説明していますところは、18ページにもございますが、親しみやすい言葉である「ライフスタイル」という言葉で統一してはどうかということで修正したところでございます。

続きまして、「4 現状と課題 (3) 生活様式・行動様式」のところでは後藤委員から意見がございまして、3ページの下から5～6行目のところでございますが、江戸時代の例を出しているところがありまして、これは循環型社会の経験・歴史そのものの再認識だったのですが、ちょっと表現がわかりにくかったかなという感じがありまして、この下線部のように「見直されて」という表現に修正しております。

それから、「5 福島県が目指す循環型社会 (3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会」のところでは、長澤委員をはじめ各委員から意見がございまして、この部分について我々の方ではもう一度検討を加えさせていただきました。この部分は、新たに「和」という言葉を入れ込んだことによって違和感があったわけですが、さらにキーワードを継ぎ足すことはキーワードを多くしすぎて混乱を招きかねないと思われれます。極力、新しい言葉は盛り込まないこととしてはどうかということで、ここから「和」という言葉を除かせていただきました。中村委員からは他のキーワードについて検討してはどうかという意見がございましたが、このような趣旨で新たに加えてはおりません。また、大越委員からありました意見につきましては、全体的に言えることだと思っておりますが、疑義が生じやすい言葉につきましては、コラムや用語解説というもので補足していきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。それから、後藤委員の意見につきまし

ても、先ほどと同様の趣旨で加えないことにしたいと考えております。それから、岡崎委員からも12ページの方で「節度」という言葉について意見がございましたが、これも同様に削除させていただくことで整理させていただいております。

それから、「6 施策の展開」のところですが、まず(1)自然循環の保全の中の「持続性の高い農業生産方式の普及等」のところ、後藤委員から生物生息の場についてという意見がございましたが、これについては6ページの上から2つ目の下線部で「自然環境保全等に配慮した整備を推進します。」という表現でご了解いただきたいと思います。次に、長澤委員からの意見でございますが、6ページの上から1つ目の下線部で「農地の流動化、遊休地の発生の防止と活用の推進」を盛り込んだところでございまして、これによりご了解いただきたいと思います。それから、須藤委員からありました意見につきましては、前にお話ししましたとおりコラムで対応したいと思います。

次に、6ページの「水産資源の適正な保存、管理等」のところですが、養殖に関する表現が抜けているのではないかとこの意見がございました。環境という側面からは、3点目の「ノリやコンブ養殖等の生産を振興」の表現を入れております。

その次に、8ページの「野生動植物の保護」のところ、最後に下線部がございしますが、「移入生物」からの固有種、地域種の保全というご意見に対しては、外来生物に関する記述を追加しております。

それから、後藤委員からエコロード整備の関係で緑のネットワーク化というお話がございましたが、これにつきましては、8ページの「緑化の推進及び緑化の保全」のところ、都市公園に限らず緑地をつないで、動物や鳥などが移動できるようにする緑のネットワークという考え方が、今の施策の中でも対応できる部分がありますので、それに関する記述を付け加えております。

また、「エコ住宅」の推進については10ページの一番上の部分ですが、エコ住宅とは何かということで考えまして、「長寿命で、省エネルギー基準を満たす住宅建設の促進」という記述を追加しております。

次に、後藤委員から「事業者に対しても環境会計とか環境報告書の導入を図る」といった記述とのご意見がございまして、これについては11ページの一番下の下線部のところで、これに対する施策を入れております。

それから、12ページの「地産地消の促進」のところ、長澤委員から「直販・直売」に関する意見がございましたが、なかなか直販・直売を直接に表すことが難しいところ、下から2つ目の項目の「地産地消に積極的に取り組む県内の店舗を～」のところの表現で読み込めないかと考えています。

その次ですが、13ページの(3)の本文のところ、岡崎委員から「節度を保ち」に関する意見がございました。先ほども説明いたしましたが、その言葉は削りまして、後藤委員から意味を保ちながら表現を和らげるということで、「足るを知る」という言葉に置き換えてはどうかという意見がありましたので、前の方でもこの言葉を使っておりますことから、ここでもこの言葉を使ってみようかと考えております。

それから、大越委員からのご意見でございます。これは14ページの方になりますが、国の規格ですとか、エコマーク等の認定制度、県の認定制度等がありますけれども、そういうものは各種データを基に根拠をもって慎重に認定等を行っているわけですが、自由な

経済活動の中で規制等を行うに当たってはやはり個別に根拠とか証明が必要なわけで、なかなかここにそういうことまで書き込むのは難しいかと思えます。そういうわけで、直接答えているところはないのですが、エコマーク等の認定制度が充実することでカバーできないかということ、あとは県民に自覚を持ってもらうことも大事ではないかということで、今回は規制的な書き込みは加えておりません。

次に、「県民等の自発的な活動の促進」のところでございますが、ここでは長澤委員から意見をいただいております。最初の意見については14ページの本文の下線部を盛り込んでおります。2つ目の意見につきましては、中村委員からも意見をいただいた部分でございます。15ページの上から2つ目の項目の下線部で「共通の理解に立つて相互の交流・連携が図られるよう」という表現で記載しております。

次に、16ページの(1)のところでございますが、引地委員から意見がありましたところで、県民の排出者責任について記載すべきだというご意見に対して前回は強すぎるのではないかとしましたが、国の循環型社会基本法でも国民の責務として排出者責任というのは解説では入っているのですが、同時に国民には廃棄物を自ら処理する能力がないということもございまして、一般廃棄物の処理は市町村の責任だということになっております。そのようなことから、ここで排出者責任を記載することにためらいがあったのですが、ただ分別排出というのは循環型社会の形成について非常に重要なことだと考えますので、排出者責任があるという直接的な言葉ではなくて、「廃棄物等の排出者としての自覚と責任を持ち、」という表現であれば問題ないかということで記載させていただきました。

それから、長澤委員と中村委員から項目を分けることについて意見ありましたが、これについては、(1)県民の役割の5つの項目のうち、1つ目、2つ目、4つ目の項目に分けました。

次に、後藤委員からご意見のありましたところで、「(3)事業者の役割」のところでもリサイクルだけでなく、3Rの趣旨からも「再利用・再生利用」という表現にしてはどうかということですが、17ページの2行目のところをそのように修正しております。

それから、福島委員・中村委員からご提案がございまして、15ページの「7 計画の推進」のところでございますが、両委員からいただいたご意見を検討しまして、やはり国としての視点が必要ではないかということで「国と相まって」という表現を入れまして、7の本文そのものに下線部を追加しております。ここで、本県はこの計画をもって、国と一緒に循環型社会の形成を推進していくことを記述しております。

また、引地委員からは他県との共同事業というものへの言及がございまして、17ページのところで、下から2～3行目の「広域的な対応については、必要に応じて、連携又は共同して取り組みます。」という記述を追加しております。

最後に、福島委員から「もったいない50の実践」について、具体的なイメージであるとかコンセプトを持った「50の実践」を出していただきたいとのご意見をいただいております。そのようにしていきたいと考えております。

また、最初に申し上げましたように、これらの意見以外にも、各担当部局等から記述が不足していたとか、協議が整った部分であるとかで記載を追加しているものがございますので、ご覧いただきたいと思えます。

続きまして、資料3の「もったいないアンケート調査」の件について御説明させていただきます。

だきたいと思います。

これは、前にご了解いただいたものですが、子供達にもったいないという言葉が分かっているのか、使われているのかという疑問が、審議会だけではなく外部の方からもございましたので、やはり実態を調査する必要があるということで、会長・部会長とも相談しながらこのような調査を実施したものでございます。この調査は、県内の各地域からまんべんなく小学校であれば5年生の児童、中学校であれば2年生、高校も2年生の生徒から、およそ2,500名を対象としまして実施いたしました。

調査の内容は、8～11ページでございまして、小学生向けと中学生・高校生向けの2種類ございますが、言葉遣いとかふりがな以外は同じ内容となっております。

(アンケートの項目・内容について読み上げる。)

まず、1ページの問1でございまして、小学生、中学生、高校生とも「もったいない」という言葉を知っているとの回答が約98%になっていることがわかりました。

次に、2ページの問2でございまして、「もったいない」という言葉を誰から、何で知りましたかという問いに対しましては、小学生、中学生、高校生とも父母、祖父母というのが多くなっています。

それから、3ページの問3では、「もったいない」と思うことが今までにあったかという問いに対して、「ほとんど毎日あったと思う」、「ときどきあったと思う」を合わせますと小学生では81%、中学生で85%、高校生では92%となっております。

次の4ページの問4では、どんなことを「もったいない」と思いますかという問いに対して、各世代とも「食べ物、飲み物を残して捨てること」、「水道の水を出しっぱなしにすること」、「使える物を捨ててしまうこと」の3つが上位でありまして、中学生では「テレビやパソコンのスイッチをつけたままにしておくこと」が3番目となっております。

次に、6ページの問5でございまして、「もったいない」ということを大切に作る社会を作るために、私たちは何をすればよいと思いますかという問いに対する答えも似通っておりまして、小・中・高生とも「必要ない物は買わない、もらわない」、「いらなくなった物を譲り合う」、それから私たちにとっては嬉しいことだったので、「ごみを正しく分別する」が上位に入っております。この数字はもっと上げて行かなくてはならないと思っております。

それから自由意見でございまして、合計900程度の意見がございまして、全体の1/3以上の方が意見を書いていることになり、「もったいない」への関心の高さを伺わせております。

(代表的な意見を紹介する。)

私からの説明は以上でございます。

中井部会長

それでは、ただいまの事務局からの説明に基づきまして、推進計画中間とりまとめ(案)の審議を行いたいと思います。

基本的に資料1に基づきまして審議を進めたいと思いますが、今回は資料のアンダーライン部が前回からの修正点だということで、そのあたりを中心にご意見・ご質問等がございましたらお願いします。資料のページ数が全部で18ページありますので、4ページず

つ資料を区切って、その都度その箇所についてご質問・ご意見があればいただきたいと思
います。

それでは、まず、資料の1ページから4ページまでの部分でご質問・ご意見いかがでし
ょうか。

引地委員

3ページの四角囲みの物質フローのところちょっと気になるところがあるのですが、
循環型社会というものを考えると、ア～オの項目でこれはこれでいいのですが、もうちょ
っと強調の仕方、例えば「資源」というところは「再資源」とするとか、「製品の生産」
という場合には「再生品の生産」とするとか、ただ資源の投入とか、製品の生産とかいう
のでは循環型社会というものが消えてしまうと思うんです。何かそれを表現したようなも
のを記載できないのかなと思うんですが。

中井部会長

そうしますと、ア～オまでの項目に整理されてはいますが、もう少し循環型社会という
ものを意識したような字句表現にした方がいいということでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

これは、現在、外部委託で検討しているところなのですが、国の計画にも出ているもの
でございます、国の場合には計数等がとりやすく作りやすいのですが、県域では数字
の捉え方が難しいけれど、それに挑戦してみようということになっております。実際には
県内の物質全体の流れを表現したもので、目で見分ける図示したようなものになる予定
でございます。参考までにこのような項目にしてありますけれども、実際にはもっと多く
の項目が入ってくるようになります。ですから、これだけの表現だと誤解を招くかもし
れませんが、最終的にはここに記載されていないような項目も出て参りますので、参考
に国の循環計画等をご覧いただくとイメージがお分かりいただけるかと思ます。

ここは文章ではなく図示になります。今年一杯かかるかもしれませんが、完成し
たときには文章ではなく図示されたフローになると思ます。

後藤委員

文言のことになりますが、3ページの下から6行目で修正いただいた部分で「といた
た」というところがありますが、このつながりが悪いので「廃棄物の少なかった」とした
方がよろしいのではないのでしょうか。

中井部会長

それでは、その方向で文章表現を検討してもらいたいと思ます。

長澤委員

1ページの「1 計画策定の背景と目的」のところの修正いただいたところで、「持
続可能な」という表現がありますが、このところは「恵み豊かで持続可能な」という表現

の方がよろしいのではないのでしょうか。

中井部会長

それでは、この点も同じように文章表現を検討してもらいたいと思います。

長澤委員

4ページのコラムのことなのですが、入れるべきかどうかということもちょっとあるのですが、「本県においても県商工会連合会を始めとして～」の部分がありますが、子供さんの「もったいない」というアンケート調査結果で、行動までは行っていないけれども、「もったいない」という言葉、意識がわかっているということをごここに入れた方がいいんじゃないかと思うんです。つまり、『未来を担う子供達の意識に「もったいない」という言葉は生きている。』とかいったことですが、ここにそういう将来を担う子供達のことを入れていただくと、こういった調査も生かされるのかなと思います。

中村委員

今の件については大いに賛成です。せっかくデータが出ておりますし、我々の次の世代にもそういう認識が非常に強いというのを是非入れ込んでほしいと思います。

須藤委員

1ページの「1 計画策定の背景と目的」のところから6行目からの「今日の環境問題が、～、自ら率先して実行することが重要です。」のところなのですが、「自ら考える能力を身につける。さらに、自ら率先して実行する。」というふうに区切った方がもっと強くなるのでは。ちょっとダラダラとした文章に思えたのですが、いかがでしょうか。

瀧本委員

2つ目の「自ら」を取ればいいんじゃないでしょうか。「自ら考える能力を身につけるとともに、率先して実行することが重要です。」という表現にすれば強くなると思うんですが。

中井部会長

では、今のところは上の部分と併せてトータルの4行で少し表現を検討していただきたいと思います。

少し戻りまして、先ほどのコラムのところから少し整理させていただきます。長澤委員、中村委員からアンケート調査の結果をコラムに表現するという意見ですが、コラムのところにその趣旨を入れ込んだ表現をしてもらおうということによろしいのでしょうか。特に異議がないようですので、入れ込んだ表現を検討してもらおうということにしたいと思います。

それでは、次に5～8ページまでのところで何かありますでしょうか。

引地委員

5ページの具体的な施策の2つ目の人工林の項目についてですが、ここで少し強調

してほしいのは、人工林が今は植えっぱなしとかほったらかしとか、木の間隔が非常に詰まっているから成長が良くないとか、透水性が悪くて雨が降ると洪水になるとかそういった問題があるわけで、そこをもうちょっと強調して、間伐材の利用促進とか、そのことで透水性を良くして洪水の防止に当たるとか、そういうことの事業の一環として推進していくという風に文章をもう少し追加してもいいのではないかと思うんです。「災害防止」というかそういう視点から入れていいのではないか、そういう方が自然のためというのも生きてくると思うんです。自然林は自然淘汰されるからいいけれど、人工林は手を加えないとダメなので、そういう点も含めてここの文書は長めに書き込んでいただきたいと思います。

中井部会長

具体的には、何かよろしい表現がございますか。

引地委員

間伐を促進して木の成長を高め、そして透水性を高め、その周囲の植物の生育のために太陽光のあたるような人工林を整備し、そうすると結果として洪水を防ぐことにつながるというような表現、こういうことを加味した文章を入れていただければと思うんですが。

大越委員

少しずれてしまうかもしれないのですが、具体的な施策の中に「森林づくり運動を推進します。」という記載があるんですが、森林づくりをすることは大変結構なんですがそれだけではダメで、いま引地委員が言われたように、それを維持管理してきちんと整備していかなくてはならないというような文章をどこかに入れればいいのではないか。

須藤委員

人工林ということであれば、昔は人が1度手をかければずっと手をかけていかなければならない「里山」というものがあって、人工林というより「里山」という言葉を入れてもいいのではないか。

中井部会長

そうすると、引地委員と大越委員の意見からは、もう1つ項目を起こして間伐のことでとか維持管理をきちんとするというようなことを入れ込んでいくということですね。須藤委員の里山というのは、文章のどこかに盛り込めればいいということで、どこに盛り込めるかは一任していただいてよろしいでしょうか。

それでは、この場でこのような表現というのはすぐには盛り込めませんので、記載の表現については部会長の方に一任ということでお願いしたいと思います。

後藤委員

同じく森林のところで、この計画が将来、国から予算をいただくための根拠になるという前提での話なのですが、福島県の方で「森林セラピー基地」というようなことを構想さ

れていたと思うんですが、そういった施策もここに入れ込んでいく必要があるのかないのかを教えていただきたいと思ったのですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

そのことについては聞いていなかったのですが、この計画は庁内の関係部門と調整しながら主要な計画の循環型社会に関係するものを盛り込んだ形になっております。事業そのものは各部局で行っておりますので、あえて循環計画に書き込むべきかという判断はあるかと思いますが、循環型社会の形成に必要なと思われる重要な施策は網羅したものと考えております。ですから、今の件につきましても、私の方でもう一度担当部局の方にあたってみたいと思います。

後藤委員

きのご類という話まで入っているのでお伺いしたのですが。

中井部会長

では、担当部局の方に問い合わせさせていただいて、もう1つ項目を起こした方がいいということであれば入れ込んでいただくということをお願いします。

長澤委員

5ページの「持続性の高い農業生産方式の普及等」の具体的な施策のところですが、いま市民の方達の家庭菜園作りというのが非常に広がっておりまして、そうすると、そのことが専業農家の方達の後押しをするのではないかと思いますので、この作物づくりが農業を推進していく応援団というかそういうものになっていくのではないかと、というようなことを1項目入れてはどうかと思います。県民の環境に取り組む行動ということでそちらに入ってしまうのかもしれませんが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

農業というものにつきましても、「業」としての定義とありますが要件とありますが、そういうものがあるのではないかとと思うのですが、家庭菜園はそういった農業という範囲に入ってくるのかも含めて担当部局に照会してみたいと思います。そういうところは非常に重要なところですので、この部分ではなくて他の部分で謳っているとか、個別の計画で謳っているというようなことがあればそちらの方にお任せするという事も考えられますので、そのへんは検討させていただければと思います。

長澤委員

家庭菜園というのは農家の方と関係プレーしているんですね。例えばたい肥を分けていただいて作るとか、指導を受けて作るとか。それに、先ほどの遊休農地ではありませんが、農家さんでちょっと手に余る農地とかを市民の方にお貸ししたりもしているんですね。市民農園をしている方を農業として認定するとかそういうことではなくて、農業をしている方達の応援団としての意識、そういう消費者に応援されているということが身近に

感じられるということが農業をやろうという気につながると思うんですね。

中井部会長

では、担当部局の方と相談していただいて、どのような方向にしていくのか検討したいと思います。

中村委員

5ページの1番下の「地域における有機性資源の循環利用」のところと関連して、6～7ページの「健全な水の循環を保全するための総合的な管理」と「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全」のところですが、ここで大事なのは有機資源の循環利用をきちんと進めることが、実は健全な水の循環のために非常に重要であるということなんですね。文言としてうんぬんではないが、背景として有機資源の循環利用を進めることが健全な水の循環の保全につながるという認識を持つべきだと思うんです。この部分が関連しているんだということを知ってもらうことが大切だと思うのですが、そういう方向で位置づけできればと思っております。

中井部会長

例えば、4ページの(1)の本文あたりにそのような趣旨の記述をしていけばいいということでしょうか。

それでは、ここにそのような趣旨の一文を入れられるかということを含めて検討したいということをお願いします。

白井委員

6ページの1番上の項目で、「遊休農地の発生の防止」という記載があるんですが、先ほどの市民農園の件もそうなのですが、農業サイドの努力だけが書いてあるけれど農業サイドの努力だけでは、後継者がいなくなっていることもあり限界なんですよ。ですから、農業外の資本によって、農業のやれない点を補っていくことによって農地が保全される、それによって国土が保全されるという循環が起きている。

ですから、農業が自分でやれないのであれば他の手を差し伸べるということが必要で、既に構造改革特区でやっていたことが9月1日からは一般的にやれるようになってきている。その流れを考えると、農業外資本を導入することで農地の果たす役割、農地の保全とかを果たすということを記載すべきではないかというのが私の意見です。

引地委員

今の点に関連して、私のいるいわき市でもそうなのですが、農業離れしたのは、作っても売れないとか流通機構がうまくいっていないとかで、そのために若い人が農業を離れて他の仕事を持って米くらいしか作らないというような状況になっている。どうすれば活性化できるのかということで、例えば新鮮な野菜を地元の消費者の要望を聞きながら生産していく、そしてそれを持って行って売るといったような農産物の地産地消の推進がないとなかなかうまくいかない。スーパーマーケットにも地元の地名を入れた生産物を置いてもら

ってそれを消費者に買ってもらう、そういう方向に行かないと農業はうまくいかないと思う。流通機構というのが一番問題ではないかと思うのですが、そういうのは農業の人だけでは作れないので、バックアップすることが大事だと思うんです。

白井委員

いまは普通の株式会社でも農地を持てるんです。でも農業はやれないんですよ。しかし、今度の改正で、地方自治体が遊休農地を買ってそれを食品加工会社とかにリースして、その会社がそこを使って必要な生産ができるように変わった。もちろん自分で使わなくていい。まだ県の方はそこまで推進しようという意欲は示しておりませんので、農業サイドに相談すると反対ということになるかもしれませんが、少し新しいことを入れられたらどうなのかなと。

長澤委員

今の話に関して、以前朝日新聞が何かに載っていたのですが、株式会社が農業をやるという事例で、岐阜県かどこかである食品会社が資本投入してトマトを作った。そこはもともとトマト生産地で、その農家さん達は研究して甘いおいしいトマトをとということで市場で評価されていたが、そこに大きな資本が入ってきて、非常に市場が拡大して逆に生き残りが厳しくなってきた。つまり、地元でやっている農家にとっては死活問題であったんです。

この循環型社会を考えるときにどこに軸足を置くかが問われると思うんです。確かに白井委員がおっしゃったような効果もあると思いますが、その場合は石油消費も多くなりますし、機械の設備投資もすごいと思います。そうなった場合に、県民がそういうものを良しというべきなのか、そのへんは整合性を保たなくてはならないのですが、少なくともここで私たちが資源循環型社会を作っていきましょうという循環の理念でやっていることからすると、そこまでの表現はどうなのか。今まで培ってきた農業や農家さん達を大切にしていましょうということここには盛り込むべきではないか。そういう理念でやってきたと思ってありますし、県民の豊かさというものが目先のものだけではなく将来のことまで含めて言われた場合に、その軸足をどこに置くかというのはもう少し考えた方がいいと思います。

白井委員

私が言っているのはここに記載されている「遊休農地の発生を防止する」ための具体策として言っているのであって、手法の話なんです。ですから、その手法についてそれがいいかの判断は、行政上従来の手法がいいのか新しい手法がいいのかということなんです。

大越委員

私も長澤委員がおっしゃったようにそのところは危惧しているところなので、大手の資本が入ってきて農業が工業化されるということは、真の農業者、きちんとやっている農業者を育成するのではなくて、かえってそういう人達を排除することになってしまったのでは、循環型社会の重要な部分である農業という部分が非常に心配なことになるのでは

ないかと思うんですね。ですから、細かなところで進めるところは農林部門にお任せして、ここでは循環型社会に重要性を見出していかななくてはならないので、この程度の表現で止めた方がいいのではないかと思います。

白井委員

循環型社会をどのように考えるのかということですが、農地が遊休化しているということは循環していないということで、そこを適正に機能させるための方法論として農業外資本が入ってくることでそれが可能であれば、全体としてはそれによって自然を媒介としている循環型社会が作られるのではないかと。

引地委員

地産地消というのは、その地域の住民が消費していくことを目的とした農産物の生産のことだと思う。白井委員が言うような大規模な生産というのは、それと違って全国的な規模の工業的な生産のことで、それはそれであっていいものだと思うんですが、地元の農業者を育成していくためにはやはり地産地消で、大規模でなくても新鮮な生産物を地元で効率よく流通することをやっていけば、両立できるような気がする。何でも工業的になってしまうのは問題だと思うが、特定の需要の多い農産物あればそういうことが考えられると思う。ただし、ここで言っているのが、県民の農業を推進していくということであれば、2本立てで説明した方がいいのではないかと思います。

白井委員

私はそうは思わないんですね。つまり、農地が遊休化することによって、地球全体としても日本全体としても循環型社会にならない。それを循環型社会にするのに地産地消といっても、農産物であっても経済の社会ですから、価格によって左右される。地元で地産地消で安全な生産物を出す、しかし大規模資本の方でも同じように安全な生産物を出すということになれば、これは競争の社会で負けてしまう。だから、競争の世界でも勝ち残れるような農業にしていけないと農業は生き延びれない、持続的な農業生産は不可能になってしまうんです。とすれば、それを普及させるのは農業外資本であっても、県内の資本であっても構わないでしょう。それが我が国の置かれている経済の基盤であって、当たり前のことではないかと言っているだけなんです。それを限定的に地産地消でなければとか、農業外資本はダメというのでは、経済活動を狭めた社会になってしまうのではないかと。

中井部会長

いま議論されている6ページの1行目の文章の表現だけからすると、必ずしもどちらも排除しているわけではないと思います。ですから、白井委員の方からある「農業外資本の導入」を入れるとすると少し意味が変わってくるというのが争点になっていると思いますので、20～30年先の状況ではそういうことが考えられるかもしれませんが、現実の話として入れ込むべきかというあたりではないかと思うんですが。

白井委員

現実に遊休農地が発生していて、それが農業・農村の世界で問題になっていて、農業サイドだけでは解決できない問題となっている。こういうときに国の制度が変わったとすればそれを導入して解消していくというのは、20年・30年先の話じゃなくて現実の話なんですよ。

長澤委員

今のお話というのは農業政策という方に入るのではないかと思いますので、それはそれで大切だと思うんですけど、ここに入ってくるとバランスがどうかと思います。それは、政策論として農林水産部の方でまた別にやってもらえればいいのでは。

白井委員

それならば、ここに入ってきている「中山間地域等直接支払制度」や「農地の流動化」というのも政策論ではないのか。

大越委員

本当にそのところは具体的な言葉が入ってきているし、次ののところでも「漁業所得向上を推進します」という言葉も入っているんですよ。これが循環型社会の説明として果たして適切なのか、というと私は疑問なんです。確かに、可能な限りより具体的な文章にするというのは必要だと思うが、そうすると部門ごとの施策の問題に循環型社会の計画でそこまで本当に踏み込んでいいのかという危惧はあるんですよ。全体的に見てもすごく書きぶりに差があるような気がしますし、同じようなレベルに持っていった方がいいと思うんです。

白井委員

具体的な施策ですから、できるだけわかりやすく何を言っているのかを書いていないと、見た人がわからないということになってしまうので、具体的な施策という整理をした以上は、横並びでいうことでなく、できないところは仕方ないが、できるところはわかりやすく具体的にした方がいいと思います。

引地委員

いわきの方の話ですが、農業者がある程度集団化・組織化して、協力者も呼び込んで会社組織にする、そして農産物を生産していく。いわゆる農業者の集団という生産方向にすれば、遊休農地ができたときはそういうところに貸すとかして、ある程度規模の大きい農業が可能ではないか。こういうことが動き出しているのですが、そういった動きを育てていくというか、そういうことが農業後継者を育てていく1つの道ではないかと考えます。

中井部会長

それでは、時間がだいぶ過ぎていますがまだ半分以上残っていますので、6ページのこの箇所については、県の担当部局との調整等もあるでしょうから、そういった中で検討させていただいて、来週の全体会でご意見をいただくようにしたいと思います。

白井委員

7ページの下水道の整備、農業集落排水の整備というあたりの話なんです、下水道とか農業集落排水の中に汚泥が出てくるんですが、いまはダストセンターというか最終処分場に持って行って重油をかけて燃やしているんですね。大変コストがかかるということもあるんですが、そこが最終処分ですから循環していないんですね。それを有効利用ができないか、微生物を使って発酵させて肥料化していくということができないかということなんです。今までは重金属が入っているので無理ということだったが、それを抑える新しい発酵微生物というのができたようで、それを有効利用できるという流れがあるんです。そこで、ここに書いていただきたいのは、後ろの方の研究開発でいうのかもしれませんが、そういったものについても循環型社会において大事になのではないかなと思うんです。どうも、ごみを燃やしてダイオキシンを出して、出てきた灰を埋め立てするという今までの方式というのは相当の無駄を含んでいると思うので、その手始めに下水道の汚泥を循環させてほしいというのが私の意見なんです。

中村委員

須賀川にある三風さんという会社が、下水道汚泥を含めまして微生物循環で完熟たい肥化するということをやっているんですね。これは宮城県の村田町のプラントと東京農大の小泉先生とが連携されて須賀川にそれを作られた。完熟たい肥化というのは非常にいい考え方だと思いますし、ある程度具体化されている事でもありますので、どこかに盛り込めるのであれば有機物循環のこともいいんじゃないかなと思います。

中井部会長

ここは水循環の部分ですので、どこか別のところに盛り込めるようであれば盛り込んでいくということで検討させていただきたいと思います。

後藤委員

6ページの の水産資源のところの一番最後のところで、養殖のことを入れていただいたんですが、説明不足だったこともあるんですが、入れていただいたかったのは養殖という生産方法が持続的であるべきであるという視点で入れてほしかったんです。養殖の方法が持続的なものであるべきであるということで、ノリやコンブがどれほど負荷があるかというのはよく分からないのですが、できるだけ地底を改変しないとか養分を過剰に加えないとかできるだけ持続可能な生産方法にさせていただきたいということなんです。

中井部会長

そうすると、ここに持続可能な養殖の生産方法という趣旨を入れるということですね。

後藤委員

そうです。

須藤委員

8 ページの 1 番最後の文章が、前の文章と意味がダブっているように思えるんですが。

大竹主幹

その部分は“ 生息・生育環境の再生手法 ” というセンテンスで、項目ではなくて中点ですのでご了承いただきたいと思います。

中井部会長

他になければ、次は 9 ~ 1 2 ページについてご意見ありますでしょうか。

白井委員

1 1 ページの「 農業用使用済みプラスチックの適正処理 」の記述はいいんですが、いわゆる土に戻るようなプラスチック、生分解プラスチックというんですか、そういうものに関する記述があってもいいのではないかと思うんですが。

中井部会長

実用化とかそういった部分の課題もあるかと思うんですが、事務局どうでしょうか。

事務局（ 荒川循環型社会推進グループ参事 ）

大きいくりではグリーン購入とかになるのではないかと思うんですが、環境にやさしいものを使うということは全体に織り込んでおまして、あと事業者の役割ということでは、1 6 ~ 1 7 ページのところですが「 当該製品、容器等が廃棄物となることを抑制するため、再使用・再生利用しやすい材料を使用して製造するとともに 」という記載がございまして、そういう趣旨の表現を盛り込んでいるところです。もちろん個別の計画でもそういうことは言っておまして、どこまで表現するかという問題になるかと思えます。

引地委員

私も商業用プラスチックについて少し研究させていただいているんですが、分解性プラスチック、それはポリ乳酸プラスチックというのですが、それは脂肪分の多い生ごみを乳酸菌で分解してポリ乳酸にするということなんですが、そういうものを作ることがかなり検討されてきている。そういうものは今は研究段階で、一部事業に移っている物もありますが、それがもっと進んでくればいいと思います。

あとは、塩ビ系のもは熱を加えなくても溶融化することができるんです。そうすると、それらは加工できるようになって再生利用できるんです。そうすれば、木材の形とかにも加工できて、農業用プラのリサイクルにつながってくるのではないかと思います。

白井委員

アメリカで、とうもろこしを原料としたプラスチックというのは一部製品化されていますね。まだまだ今までのプラスチックには及ばないようで、普及には時間がかかるのではないかと。

長澤委員

10ページの の具体的施策の下線部のところなんです、ここがよくわからない文章なので、もう少しわかりやすく書いてほしいんですけど。ここは発生抑制のところですよ。住民の自家処理というのは生ごみ処理のことなんですか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

コンポストを使うとかということも自家処理の典型的な例にあたると思います。確かにここには発生抑制とリサイクルが2つ入っていますので、ちょっと整理したいと思います。

長澤委員

同じ のところなんです、前文と具体的な施策の間のところ、できれば前文のところの方がよろしいんですが、廃棄物の発生抑制の前に資源循環の利用促進といいますかそういった説明があって、そうしますと具体的な施策というのはゼロエミッションとかエコ・リサイクルとかグリーン購入というものが来て、その後リサイクルの促進とかというものが来た方がよろしいのではないかと思うんですが。

中井部会長

それでは、10～11ページの のところは、3Rの優先順位に沿って、リデュース、リユース、リサイクルの順に並べ替えた方がよろしいということですね。わかりました。

長澤委員

12ページの の具体的な施策のところ、省エネ製品の購入というのが入るべきではないかと思うんですが。グリーン購入というのもありますが、いま自動車ですとか家電製品ですとか非常に省エネ製品が多くなっていますし、市場に出回っておりますので、省エネ製品の項目があってもいいのではないかと思います。

中井部会長

はい、わかりました。

中村委員

10ページの「 交通の円滑化」の部分で、ここにある具体的項目に加えて「新都市交通システムの整備」といったことを入れることが可能かというのを検討いただけないでしょうか。例えば、モノレールとか簡易路面電車等ですが。

というのは、国道4号線とかを見ると自動車に乗っている方というのは多くは1人、通勤時間帯などではたいてい1人なんですよね。そういう交通システムができればかなりこういう状況を解消できるのではというところがあるんですよね。そういったことを整備をしますというのはすぐには言えないでしょうから、検討しますと言う余地があるのか皆さんにお伺いしたいんです。

中井部会長

他の委員の方の意見も伺いたいということですね。

歴史的な流れからすると、路面電車が廃止され路線バスになり、今度は路線バスが廃止されマイカーにという流れが続いていますよね。それをもう1度戻すことができるのかということですね。

中村委員

例えば、鎌倉市などでは新都市交通システムを導入して利用者が多くて成功していますよね。そういった事例もあるわけです。

後藤委員

交通の話をするとうしても都市の構造の話をしなくてはならないと思いますが、現在のように郊外へのスプロール化が進み集客しにくい構造にあるということが、そういう集中型の交通システムの導入を阻害する要因になっていると思いますので、もしそういうシステムの言及をするのであれば、コンパクトな都市交通を整備しますというようなことも入れてほしいなと思います。

引地委員

いわき市は非常に広域で、周辺の方は人口が少ないということで、そういう地域ではバスが廃止されたりして、病院に行くとかの交通に困るという声がある。そうすると、どうしてもマイカーということになるが、マイカーを減らすにはどうするかということで検討したところ、バスを時間帯で走らせるとか、バスに代わる相乗り制度とかそういうものがないとなかなか難しいという話があった。

須藤委員

中村先生のお話には私も実感するところがある。ただ、今の福島の現状としては、交通が不便であるために車を使うということが多いと思う。もし、モノレールとかの公共交通機関を作れたならば、駅となるところに車のプールを作るとかそういった議論を進めていけば利用する人も多くなると思うんですが、難しいとも思うんです。

この計画に書けばそれに近づくということもあるとは思いますが。

長澤委員

新都市交通システムを将来に向かって導入すべく検討課題とする、というようなそういう項目として入れればいいのではと思うんですが。というのは、温暖化防止も現在の課題でCO2削減ということもありますし、それも検討課題ですよという認識も入れていかないと、私は、目先だけの施策だけでなくそういった施策も突破口としては入れていいのではないかと思います。

大越委員

ノーマイカーデーといった具体的施策もありますが、それを実現するために利用するも

のがないといったこともありますし、そういう手段となるものを考えていかないと車を使うということにもなってしまいますし、中村委員の言ったように入れておいてもいいのかなとは思いますが。

後藤委員

逆にローテクで、気持ちよく自転車が通れるような道路を整備するというような方策もあるかなと思いました。

中井部会長

今だって路線バスはあるけれど、値段が高いとか不便だとかで乗らない、だからバスの本数が減るとかそういった悪循環にある中で、それがどういう形で解消するかという時にモノレールでということになるかですよね。

瀧本委員

その問題については、交通網を検討するという項目でいいのではないのでしょうか。具体的に何のシステムをどういうふうにとということではなくて、検討するとなれば担当機関でそれを考えるということもあるんじゃないのでしょうか。ですから、一応ここに検討しましょうということを入れてもいいんじゃないのでしょうか。

中井部会長

色々な意見が出ましたが、この「具体的な施策」という部分は、それぞれの部局のところで練られたものですので、意向は伝えられると思いますが、現実にはどういう表現で盛り込まれるのか、盛り込むこと自体がどうなのかということもあるかもしれませんので、いただききました意見を、書き込めるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

それでは、13ページから最後の18ページのところでいかがでしょうか。

長澤委員

13ページの具体的な施策のところ、産業廃棄物処理施設を作った後のことが書いてありますが、施設を作る際の申請許可の厳正な指導と審査とかといった項目が入れられるのかお伺いしたいのですが。

要するに、施設を作る際の申請許可とか指導というものをもっと厳正な指導体制をとれないのかということなんですが、というのは、施設の設置については後手後手になっておりますし、色々な問題が出てきてしまっております。原町市では自動車リサイクル関係の不手際というのもあったようですし、そういう時の県の指導というのを入れられるのかということなんですけれど。

引地委員

法律的には環境影響評価というのを実施することになっている。施設を作ることによって周りの環境にどういう影響を与えるか、それを審査することによって施設の許可をするかどうかというのが可能になりますので、そこを強調したらどうか。強いていえばそのよ

うな文章を入れたらどうかと思いますね。

中村委員

具体的施策の3番目に「産業廃棄物の適正処理を行うための産業廃棄物処理施設の確保に向けて、各種施策に取り組んでいくものとします。」とありますが、これを1番目の項目に上げて、そこに厳正に対処するというような趣旨を盛り込めばよいのではないかと。

中井部会長

ただ、厳正な手続きというのは既にされていると思いますし、少し表現は考えないといけないと思うんですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

先ほども申し上げましたが、この計画は庁内の各部門から意見をもらっておりまして、今のところだと「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」というのが別途ありまして、これに基づいて適正な指導等がなされておりまして、また別に「福島県環境影響評価に関する条例」というのもありまして、それぞれの方で適切になされておりまして、ここではそこまでの表現は無理かと思いますので、ご了承をお願いしたいと思います。

中村委員

14ページの最初ののところなんですが、3ページの(3)の8行目のところに「心の豊かさや生活の質を重視し、環境への負荷の低減に資する取組みを自ら率先して実践することが必要です。」という表現がありまして、それをの本文の冒頭のところに入れていただければ、よりはっきりするかなと思います。

「心の豊かさを重視した」という福島県の循環型社会条例は、他の県にも発信できる部分を持っていると思いますので、重なる部分ではあっても入れていただければと思います。

中井部会長

今回の条例の1つの目玉でもあるので、ここに入れ込みたいということですね。皆さんもよろしいでしょうか。それでは、そのようにしたいと思います。

岡崎委員

14ページのの下から2つ目の項目の表現で「自然環境の地球環境に果たしている役割」とあるんですが、「自然環境＝地球環境」だと思いますので、ここをもっと整理すればと思います。例えば「身近な自然環境が地球環境に」となれば通じるかと思いますが、そこは削ってしまって「自然保護思想を深めるため」から始まっても意味は通じるかと思っています。

もう1点その部分で「自然保護思想」という言葉はどうでしょうか、思想といえるものではなくて「環境保全への理解」とか言い換えればすっきりすると思うのですが、そこはお任せします。

中井部会長

それでは、それらの点はそのように検討したいと思います。

最後に全体を通してお気づきになった点があればお伺いしたいと思います。

須藤委員

全体を通してリサイクルということがすごく強調されていて、それより前にリデュースとかリユースとかを強調してまとめていただけたらいいのではないかと。3Rの前の2つを強調できるようなことを16～17ページの県民の役割とか行政の役割とかに入れていただけたらと思います。なんとなくリサイクルの方が頭に残ってしまうので、読んでみてリサイクルが最後だと思えるように書いていただけたらと思います。

中井部会長

具体的にいうと、15ページの「7 計画の推進」の冒頭あたりに3Rの前2つが重要なんだというような表現を加えるというようなことでしょうか。個々の部分ですと、発生抑制はとりあげにくいところもあるかと思いますので、このへんでいいかと思います。

後藤委員

17ページの「 県の役割」の2つ目の項目のところですが、「それらに対する取組環境の整備」という表現がありますが読みにくいので、例えば「取り組みやすい環境の整備」などとしてはどうでしょうか。

中井部会長

はい、わかりました。

それでは、先ほどの資料3のアンケート調査について、何かご意見ありましたらお願いいたします。

後藤委員

まず、1点目はアンケートの回収率について教えていただきたいと思います。次に、2点目としては問4と問5の関連性なのですが、問4での項目に問5の項目が対応していないような部分がありますが、そこに意図があったのであれば教えていただきたいのですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

まず、1点目について回収率は100%です。個別具体的な学校の名前は控えさせていただきますが、小・中・高で41校です。

2点目については、そこまで深く考えたわけではないのですが、色々な項目をわかりやすく出しておこうという意図で、深い読みまではありません。

長澤委員

アンケートの結果で、「もったいない」ということが子供さんの意識の中に入っているということがわかりましたが、まだアンケートの検証はされていないと思いますが、「もっ

たいたい」と意識があることはわかったがそれが行動にはつながっていないと思います。ですから、13ページの(3)のところにこれにつながってくると思うんですけども、私たち大人が昔は「もったいない」が生きていたというのは、常にすべての命と向き合っていたからだと思うんですね。生活そのものが命と向き合っていたその中で「もったいない」という意識が深く入り込んでいて行動に出る。しかし、残念ながら子供さん達はそこまでいっていない。私のところの「にぎやか文庫」というところに子供達が来のですが、周りに残っている自然の中で虫取りをして命と向き合っている。そういった育まれる環境というのがなかなかない中で、私たち大人が命というものを常に身近にとらえられるような環境づくりというのを責任を持ってやっていかななくてはならない。それをしなければ、条例も計画も無駄に終わってしまうと思います。

中井部会長

それでは、様々な御意見をいただきましたが、来週の月曜日には全体会も予定されていて皆さん方にもう一度お諮りする時間もないものですから、本日御意見のあった箇所についての修正内容については、この場で処理できたもの以外は部会長に一任させていただいて、それで意見がある場合には全体会で意見をいただくということで、処理させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それと、当初は「中間答申」という表現になっておりましたが、「中間とりまとめ」という形式にさせていただきたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

本日の議題につきましては以上といたします。

では、その他スケジュール等について事務局からお願いします。

事務局(荒川循環型社会推進グループ参事)

その前にお願いでございますが、本日いくつかのご意見がございました。今後、中間とりまとめをいただいた後にパブリックコメントを予定しておりますが、それまでに全ての箇所を修正できるのかということについては懸念がありますので、できるところでパブリックコメントをさせていただき、パブリックコメントでいただいた意見と併せて修正も可能ですので、それでご了解いただきたいと思います。

それでは、資料4をご覧ください。

(資料4について、9月以降の日程を読み上げて説明する。)

1点追加ですが、パブリックコメントの時に併せて「もったいない50の実践(仮称)」も募集したいと考えておりますので、その点もご了解いただきたいと思います。

中井部会長

本日の議題につきましては以上といたします。

それでは、ほかに何かありますでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

参考資料をご覧ください。国の中央環境審議会循環型社会計画部会の地方ヒアリングが開催され、福島県が選ばれたということでお受けしました。

（資料の内容について説明する。）

県の説明としては、本日の計画案の概略を説明させていただきたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。また、委員の中に傍聴希望の方がおられれば、事務局へお申し出いただきたいと思います。

中井部会長

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。長時間に渡りまして貴重な御意見ありがとうございました。

司会（渡辺総務企画G主任主査）

以上をもちまして本日の環境審議会第1部会を終了させていただきます。

長時間御議論いただきましてありがとうございました。